

山口県報

令和2年
3月31日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額の変更(十四件)(給与厚生課).....一
 - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(厚政課).....四
 - 保安林の指定(森林整備課).....四
 - 道路の区域の変更(道路整備課).....五
 - 道路の供用の開始(道路整備課).....五
 - 公金の出納事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関の指定(都市計画課).....六
- 公告
 - 山口県保健医療計画の変更(医療政策課).....六
 - 県営田万川湊地区農地耕作条件改善事業計画書の縦覧(農村整備課).....六
 - 公共測量の実施の終了(監理課).....六
 - 山口都市計画第一種市街地再開発事業の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....七
 - 山口都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....七
 - 下関北都市計画特定用途制限地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....七
- 公安委規程
 - 山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程.....七
- 公安委告示
 - 技能検定員審査の実施.....八
 - 教習指導員審査の実施.....一一
- 漁管委告示
 - 漁業法第六十七条第一項及び第三百零四条第四項の規定による指示.....一四



山口県告示第九十七号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正に関する告示(令和元年山口県告示第三十二号)の規定によりなお従前の例によるものとされた平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間に係る年金たる補償及び当該期間に支給すべき事由が生じた休業補償に係る同告示による改正前の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六百五十三号)の規定の適用については、同告示中「三、九三〇円」とあるのは、「三、九四〇円」とする。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第九十八号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正に関する告示(平成三十年山口県告示第六十九号)の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十九年五月一日から平成三十年三月三十一日までの期間に係る年金たる補償及び当該期間に支給すべき事由が生じた休業補償に係る同告示による改正前の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六百五十三号)の規定の適用については、同告示中「三、九二〇円」とあるのは、「三、九三〇円」とする。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第九十九号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正に関する告示(平成二十九年山口県告示第六十

四号)の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十八年五月一日から平成二十九年四月三十日までの期間に係る年金たる補償及び当該期間に支給すべき事由が生じた休業補償に係る同告示による改正前の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六百五十三号)の規定の適用については、同告示中「三、九三〇円」とあるのは、「三、九五〇円」とする。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第百号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正に関する告示(平成二十八年山口県告示第百二十五号)の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十七年五月一日から平成二十八年四月三十日までの期間に係る年金たる補償及び当該期間に支給すべき事由が生じた休業補償に係る同告示による改正前の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六百五十三号)の規定の適用については、同告示中「三、九三〇円」とあるのは、「三、九五〇円」とする。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第百一号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正に関する告示(平成二十七年山口県告示第百五十九号)の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十七年四月一日から同月三十日までの期間に係る年金たる補償及び当該期間に支給すべき事由が生じた休業補償に係る同告示による改正前の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六百五十三号)の規定の適用については、同告示中「三、九三〇円」とあるのは、「三、九五〇円」とする。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第百二号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正に関する告示(平成二十七年山口県告示第百五十九号)の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十六年五月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間に係る年金たる補償及び当該期間に支給すべき事由が生じた休業補償に係る同告示による改正前の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六百五十三号)の規定の適用については、同告示中「三、九三〇円」とあるのは、「三、九四〇円」とする。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第百三号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正に関する告示(平成二十六年山口県告示第百六十二号)の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十五年五月一日から平成二十六年四月三十日までの期間に係る年金たる補償及び当該期間に支給すべき事由が生じた休業補償に係る同告示による改正前の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六百五十三号)の規定の適用については、同告示中「三、九五〇円」とあるのは、「三、九七〇円」とする。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第百四号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正に関する告示(平成二十五年山口県告示第百八十

六号)の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十四年四月一日から平成二十五
年四月三十日までの期間に係る年金たる補償及び当該期間に支給すべき事由が生じた
休業補償に係る同告示による改正前の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補
償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示
第六百五十三号)の規定の適用については、同告示中「三、九五〇円」とあるのは、
「三、九七〇円」とする。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第百五号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及
び最高限度額に関する告示の一部改正に関する告示(平成二十四年山口県告示第百八十
七号)の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十三年五月一日から平成二
十四年三月三十一日までの期間に係る年金たる補償及び当該期間に支給すべき事由が生
じた休業補償に係る同告示による改正前の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害
補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告
示第六百五十三号)の規定の適用については、同告示中「三、九四〇円」とあるのは、
「三、九六〇円」とする。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第百六号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及
び最高限度額に関する告示の一部改正に関する告示(平成二十三年山口県告示第百九十
四号)の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年五月一日から平成二
十三年四月三十日までの期間に係る年金たる補償及び当該期間に支給すべき事由が生じ
た休業補償に係る同告示による改正前の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補
償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示
第六百五十三号)の規定の適用については、同告示中「四、〇三〇円」とあるのは、
「四、〇五〇円」とする。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第百七号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及
び最高限度額に関する告示の一部改正に関する告示(平成二十二年山口県告示第百八十
七号)の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十一年五月一日から平成二
十二年四月三十日までの期間に係る年金たる補償及び当該期間に支給すべき事由が生じ
た休業補償に係る同告示による改正前の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補
償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示
第六百五十三号)の規定の適用については、同告示中「四、〇六〇円」とあるのは、
「四、〇八〇円」とする。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第百八号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及
び最高限度額に関する告示の一部改正に関する告示(平成二十一年山口県告示第百九十
八号)の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十年五月一日から平成二十
一年四月三十日までの期間に係る年金たる補償及び当該期間に支給すべき事由が生じた
休業補償に係る同告示による改正前の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償
等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第
六百五十三号)の規定の適用については、同告示中「四、〇九〇円」とあるのは、
「四、一一〇円」とする。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第百九号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及
び最高限度額に関する告示の一部改正に関する告示(平成二十年山口県告示第百二十一

号)の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年四月一日から平成二十年四月三十日までの期間に係る年金たる補償及び当該期間に支給すべき事由が生じた休業補償に係る同告示による改正前の県議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六百五十三号)の規定の適用については、同告示中「四、一〇〇円」とあるのは、「四、一〇〇円」とする。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第百十号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正に関する告示(平成十九年山口県告示第二百七十七号)の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十八年五月一日から平成十九年三月三十一日までの期間に係る年金たる補償及び当該期間に支給すべき事由が生じた休業補償に係る同告示による改正前の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六百五十三号)の規定の適用については、同告示中「四、〇七〇円」とあるのは、「四、〇九〇円」とする。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第百十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は 住所又は 主たる事務 所の所在地	居宅介護事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
	山口県知事	村岡 嗣 政	

合同会社和の 宇部市草江二丁目五番五号
なごみヘルパーステーション 宇部市草江二丁目五番六一号
シヨーン 訪問介護 令和二、一、一

山口県告示第百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

宇部市大字藤河内字出合七七の二、字水河内二一八の二四一、二一八の二四三、二一八の二四四、二一八の二四六、二一八の二五〇から二一八の二五二まで、二一八の二五七、二一八の二五九、二一八の二七二から二一八の二七四まで、二一八の二七七、二一八の三九一から二一八の三九四まで、二〇二一八の四、大字榎小野字長谷七五九の一、七五九の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、宇部市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び宇部市北部・農林振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

山口市阿東徳佐中字平原一〇〇〇五の一、一〇〇〇五の三、一〇〇〇五の四、一〇〇〇六から一〇〇一〇まで、一〇〇一〇第一、一〇〇一〇第二、一〇〇一〇第三、一〇〇一〇第四、一〇〇一〇第五、一〇〇一〇第六、一〇〇一〇第七、一〇〇一〇第八、一〇〇一〇第九、一〇〇一〇第十、一〇〇一〇第十一、一〇〇一〇第十二、一〇〇一〇第十三、一〇〇一〇第十四、一〇〇一〇第十五、一〇〇一〇第十六、一〇〇一〇第十七、一〇〇一〇第十八、一〇〇一〇第十九、一〇〇一〇第二十、一〇〇一〇第二十一、一〇〇一〇第二十二、一〇〇一〇第二十三、一〇〇一〇第二十四、一〇〇一〇第二十五、一〇〇一〇第二十六、一〇〇一〇第二十七、一〇〇一〇第二十八、一〇〇一〇第二十九、一〇〇一〇第三十、一〇〇一〇第三十一、一〇〇一〇第三十二、一〇〇一〇第三十三、一〇〇一〇第三十四、一〇〇一〇第三十五、一〇〇一〇第三十六、一〇〇一〇第三十七、一〇〇一〇第三十八、一〇〇一〇第三十九、一〇〇一〇第四十、一〇〇一〇第四十一、一〇〇一〇第四十二、一〇〇一〇第四十三、一〇〇一〇第四十四、一〇〇一〇第四十五、一〇〇一〇第四十六、一〇〇一〇第四十七、一〇〇一〇第四十八、一〇〇一〇第四十九、一〇〇一〇第五十、一〇〇一〇第五十一、一〇〇一〇第五十二、一〇〇一〇第五十三、一〇〇一〇第五十四、一〇〇一〇第五十五、一〇〇一〇第五十六、一〇〇一〇第五十七、一〇〇一〇第五十八、一〇〇一〇第五十九、一〇〇一〇第六十、一〇〇一〇第六十一、一〇〇一〇第六十二、一〇〇一〇第六十三、一〇〇一〇第六十四、一〇〇一〇第六十五、一〇〇一〇第六十六、一〇〇一〇第六十七、一〇〇一〇第六十八、一〇〇一〇第六十九、一〇〇一〇第七十、一〇〇一〇第七十一、一〇〇一〇第七十二、一〇〇一〇第七十三、一〇〇一〇第七十四、一〇〇一〇第七十五、一〇〇一〇第七十六、一〇〇一〇第七十七、一〇〇一〇第七十八、一〇〇一〇第七十九、一〇〇一〇第八十、一〇〇一〇第八十一、一〇〇一〇第八十二、一〇〇一〇第八十三、一〇〇一〇第八十四、一〇〇一〇第八十五、一〇〇一〇第八十六、一〇〇一〇第八十七、一〇〇一〇第八十八、一〇〇一〇第八十九、一〇〇一〇第九十、一〇〇一〇第九十一、一〇〇一〇第九十二、一〇〇一〇第九十三、一〇〇一〇第九十四、一〇〇一〇第九十五、一〇〇一〇第九十六、一〇〇一〇第九十七、一〇〇一〇第九十八、一〇〇一〇第九十九、一〇〇一〇第一百

- 一一四〇二の二七まで
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市阿東徳佐中字平原一〇〇五の一・一〇〇五の三・一〇〇六・一〇〇七・一〇〇一〇・一〇〇一〇第一・一〇〇一〇第二・字下埤一〇四五三・字蔵掛尻一一四〇二の二五(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種の
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道
路線名 光日積線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
光市大字塩田字周地二一四二の一 地先から	旧	最狭 二七・二 最広 二三・五	六五〇・〇	

同市同大字上森ケ迫三四三〇地先
まで

道路の種類 県道
路線名 下関川棚線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
下関市大字吉見下字繩手三六一の一 地先から 同市大字吉見上字宮の前三七九の一 地先まで	新 旧	最狭 六・〇 最広 二二・〇〇	二五六四・〇	
下関市大字吉見上字砂り一〇三〇九 の一 地先から 同市豊浦町大字黒井字八本松一〇四 七一地先まで	新 旧	最狭 二二・〇〇 最広 五三・四	二五六四・〇 二五〇〇・〇	ダブルウェイ

道路の種類 県道
路線名 光井島田線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
光市大字島田字友敷一〇四七地先か ら 同市同大字猪河内八七〇の四地先 まで	新 旧	最狭 六・〇 最広 四九・五	四七六・〇 三七一・〇	道路改良工 事の 完了による。

山口県告示第百十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 光日積線	光市大字塩田字周地一四一の一地从先から 同市同大字字上森ヶ迫三四三〇地先まで	令和二年四月一日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 光井島田線	光市大字島田字友敷一〇四七地先から 同市同大字字猪河内八七〇の四地先まで	令和二年四月一日

山口県告示第百十五号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二十七条ただし書の規定に基づき、株式会社山口銀行を県が経営する流域下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関として指定し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政



(六八) 山口県保健医療計画の変更

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の六の規定により、次のとおり山口県保健医療計画を変更しました。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 計画の内容
縦覧に供する変更後の山口県保健医療計画書のとおり
- 二 縦覧の場所
山口県健康福祉部医療政策課及び各保健所

(六九) 県営田万川湊地区農地耕作条件改善事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営田万川湊地区農地耕作条件改善事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 縦覧に供する書類
県営田万川湊地区農地耕作条件改善事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和二年四月一日から同月二十日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(七〇) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 作業の種類
公共測量（空中写真測量）
- 二 作業の地域
防府市
- 三 作業の期間
令和元年六月二十七日から令和二年三月十三日まで

(七一) 山口都市計画第一種市街地再開発事業の決定に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による山口都市計画第一種市街地再開発事業の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画第一種市街地再開発事業新山口駅北地区第一種市街地再開発事業

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(七二) 山口都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による山口都市計画地区計画の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画地区計画新山口駅北地区地区計画

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(七三) 下関北都市計画特定用途制限地域の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関北都市計画特定用途制限地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に

供します。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

下関北都市計画特定用途制限地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



山口県公安委員会規程第二号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十七の表第七條第二項の項を削り、同表第二十七條の項中「第27条」を「第26条」に改め、同表古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十一号。以下「古物営業改正法」という。）附則第二條第二項の項を次のように改める。

第27条第1項	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理
---------	------------------------------

別表第一の三十七の表に次のように加える。

第27条第2項	他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理
---------	------------------------------

別表第二の十四の表第三條第一項の項中「第3条第1項」を「第3条」に、「中略」を「中略」に改め、同表第三條第二項の項を削り、同表第七條第一項・第二項の項中「第7条第1項・第2項」を「第7条第1項・第2項・第3項」に

改め、同表第七條第四項の項中「第7條第4項」を「第7條第5項」に改め、同表第十條第一項・第二項の項中「第10條第1項・第2項」を「第10條第1項・第2項・第3項」に改め、同表第十四條第一項ただし書の項中「第14條第1項ただし書」を「第14條第1項ただし書・第2項」に改め、同表第二十三條の項中「第23條」を「第23條第1項・第2項」に改め、同表古物営業改正法附則第二條第一項の項を次のように改める。

古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第27号）以下「古物営業改正法」という。）附則第3條第2項	許可証の交付の申請の受理
--	--------------

古物営業改正法附則第3條第3項	許可証の交付
-----------------	--------

別表第二の十四の表に次のように加える。

古物営業法施行規則の一部を改正する規則（令和2年國家公安委員會規則第7号）附則第3條第4項	主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地の届出の受理
---	---

附則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

山口県公安委員会告示第十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九條の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

令和二年三月三十一日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
 - 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）及び技能検定員審査（準中型）
- 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 令和二年五月十一日（月曜日）、同月十二日（火曜日）、同月十八日（月曜日）及び同月十九日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 - 令和二年四月十三日（月曜日）から同月十七日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
 - 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - (一) 技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年國家公安委員會規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
 - (二) 規則第十七條第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
 - 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示するもの。
- 七 審査手数料
 - 二万三千四百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万三千四百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百円
三 教則の内容となっている事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千三百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千八百円

備考

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千三百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類
技能検定員審査（普通）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和二年五月七日（木曜日）及び同月八日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和二年四月十三日（月曜日）から同月十七日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万九千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ

れる者であるときは、それぞれ一万九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千円
三 教則の内容となつてゐる事項	二千元
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千元
五 技能検定の実施に関する知識	千九百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百円

備考

普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和二年五月十三日（水曜日）から同月十五日（金曜日）まで及び同月十九日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間
 令和二年四月十三日(月曜日)から同月十七日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二百円
三 教則の内容となっている事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	二千六百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百五十円

備考

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 令和二年五月十九日(火曜日) 午前九時から午後五時十五分まで

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和二年四月十三日(月曜日)から同月十七日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万五千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に

相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千四百円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千七百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

山口県公安委員会告示第十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

令和二年三月三十一日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）及び教習指導員審査（準中型）
- 二 審査の日時及び場所

(一) 日時 令和二年五月二十日（水曜日）、同月二十五日（月曜日）及び同月二十六日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 令和二年四月十三日（月曜日）から同月十七日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）

(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千五百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千円
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千六百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千六百円

六 教習指導員として必要な教育についての知識

千五百円

備考

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千四百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（普通）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和二年五月二十八日（木曜日）及び同月二十九日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和二年四月十三日（月曜日）から同月十七日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車運転免許証を提示することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万千八百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	二千五百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千三百円

備考

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）及び教習指導員審査（牽引）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和二年五月二十一日（木曜日）、同月二十二日（金曜日）及び同月二十

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円

- 七日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
令和二年四月十三日(月曜日) から同月十七日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
九千六百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

備 考	千二百五十円
<p>六 教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。</p> <p>八 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。 (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。 <p>一 審査の種類 教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種)</p> <p>二 審査の日時及び場所</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 日時 令和二年五月二十九日(金曜日) 午前九時から午後五時十五分まで (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター <p>三 審査申請書の受付期間及び時間 令和二年四月十三日(月曜日) から同月十七日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで</p> <p>四 審査申請書の提出先 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課</p> <p>五 提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。) (二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) <p>六 運転免許証の提示 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。</p>	

七 審査手数料

一万二千四百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千五十円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千八百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。



山口県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、次のとおり指示する。

令和二年三月三十一日

山口県内水面漁場管理委員会

会長 酒井治己

一 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次に掲げる水域においては、こ

い（まごい及びにしきごいをいう。）を当該水域の外に持ち出し、かつ、他の水域に放流し、又は遺棄してはならない。

(一) 下松市の区域内の水域のうち、平田川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(二) 防府市大字西浦字沖本土手附二七九八の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面

(三) 佐波川水系に係る河川（佐波川ダム堰堤から上流の区間及び島地川ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面

(四) 防府市大字佐野字開作一七八五の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面

(五) 河内川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(六) 南若川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(七) 樫野川水系に係る河川（一の坂ダム堰堤から上流の区間及び荒谷ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面

(八) 井関川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(九) 厚東川水系に係る河川（厚東川ダム堰堤から上流の区間及び宇部丸山ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面

(十) 壇具川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(十一) 粟野川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(十二) 掛淵川水系に係る河川（畑ダム堰堤から上流の区間、狩音ダム堰堤から上流の区間、有宗ダム堰堤から上流の区間、大坊ダム堰堤から上流の区間及び阿惣ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面

(十三) 阿武川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

二 指示の有効期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

令和二年三月三十一日印刷
令和二年三月三十一日発行

発行人 山口県知事